

平成31（令和元）年度 兵庫県立豊岡高等学校 部活動運営に関する方針

本校は、幅広い知識と教養、品格と豊かな情操、道徳心を培う教育を行い未来の創り手となる生徒の育成を目指している。そのための教育活動において、生徒の課題発見や解決能力を伸ばし、生徒の心身の調和のとれた育成を図るため、また指導する教職員等のワークライフバランスの実現、並びに心身の健康保持を図るため、部活動の実施について以下の基本方針並びに基本方策を定める。

基本方針

- 1 生徒の自主的・自発的な部活動を奨励し、考える力や計画力を伸ばし、学習意欲の向上や責任感、リーダー性、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとする。
- 2 適切な休養日や活動時間を設定し、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮するとともに、生徒の安全と心身の健康を最重視した指導を行う。
- 3 部活動を担当する教職員等の心身の健康保持及び負担軽減を行い、かつワークライフバランスの実現を図る。

基本方策

- 1 週当たり2日以上休養日を設定する。（月曜日から金曜日のうちの1日及び土曜日もしくは日曜日のどちらか1日は活動を行わない。）
- 2 1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
- 3 けがや事故の防止のため定期考査や学校行事、長期オフシーズン後の活動や熱中症等の危険性がある場合については無理のない活動とする。もしくは活動を取りやめる。また危険等がないよう顧問等による安全配慮を徹底する。
- 4 心配蘇生法やAEDなどの応急処置、危機管理や生徒の健康管理などについて全職員で研修を実施する。また生徒にも研修の機会を設ける。
- 5 令和元年8月12日～15日、12月29日～翌年1月3日の間は部活動を行わないことを基本とする。
- 6 部活動の練習時間の延長（居残り）は県大会以上の大会につながる高体連・高野連もしくは高文連主催の試合・大会・コンクール等、もしくは地域や公的機関から参加依頼されている行事、もしくは文化部の定期演奏会や発表会の直前のみ許可する。（ただし全但春季総合体育大会・全但秋季体育大会は居残りを許可する。）
- 7 その他、兵庫県教育委員会が定める「いきいき運動部活動（4訂版）」および「いきいき文化部活動（仮称）」に沿った部活動の運営を行う。

※ある週の平日もしくは土日に休養日が設定できない場合は、別の週に休養日を振替えるものとします。